# 省　令

**○総務省令第七号**

電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）に基づき、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年五月十七日

総務大臣　石田　真敏

電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

**第一条**　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （開設計画の認定の有効期間）<br>**第九条の二**　法第二十七条の十三第七項に規定する開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年（法第二十七条の十二第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年）とする。 | （開設計画の認定の有効期間）<br>**第九条の二**　法第二十七条の十三第六項に規定する開設計画の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して五年（法第二十七条の十二第二項第二号括弧書に規定する周波数を使用する特定基地局の開設計画の認定にあつては、十年）とする。 |
| （情報の提供の請求）<br>**第十一条の二の四**　法第二十五条第二項の規定による情報の提供を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を、混信又はふくそうに関する調査に係るものについては総合通信局長に、法第二十七条の十二第二項第六号に規定する終了促進措置（以下「終了促進措置」という。）に係るものについては総務大臣に提出しなければならない。<br>［一～五　略］ | （情報の提供の請求）<br>**第十一条の二の四**　法第二十五条第二項の規定による情報の提供を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を、混信又はふくそうに関する調査に係るものについては総合通信局長に、法第二十七条の十二第二項第五号に規定する終了促進措置（以下「終了促進措置」という。）に係るものについては総務大臣に提出しなければならない。<br>［一～五　同上］ |
| ［2～5　略］ | ［2～5　同上］ |
| （開設計画の認定の公示）<br>**第十一条の二の六**　法第二十七条の十三第九項の総務省令で定める公示する事項は、次のとおりとする。<br>［一・二　略］<br>［2・3　略］ | （開設計画の認定の公示）<br>**第十一条の二の六**　法第二十七条の十三第七項の総務省令で定める公示する事項は、次のとおりとする。<br>［一・二　同上］<br>［2・3　同上］ |
| （附属設備）<br>**第五十一条の九の十二**　法第百三条の二第四項第九号の総務省令で定める附属設備は、人命又は財産の保護の用に供する無線設備に電力を供給し、又は当該無線設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。<br>2　法第百三条の二第四項第十号の総務省令で定める附属設備は、同号イ若しくはロに掲げる設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。 | （附属設備）<br>**第五十一条の九の十二**　法第百三条の二第四項第八号の総務省令で定める附属設備は、人命又は財産の保護の用に供する無線設備に電力を供給し、又は当該無線設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。<br>2　法第百三条の二第四項第九号の総務省令で定める附属設備は、同号イ若しくはロに掲げる設備に電力を供給し、又は当該設備を監視し、若しくは制御するための設備とする。 |
| （権限の委任）<br>**第五十一条の十五**　法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。 | （権限の委任）<br>**第五十一条の十五**　［同上］ |